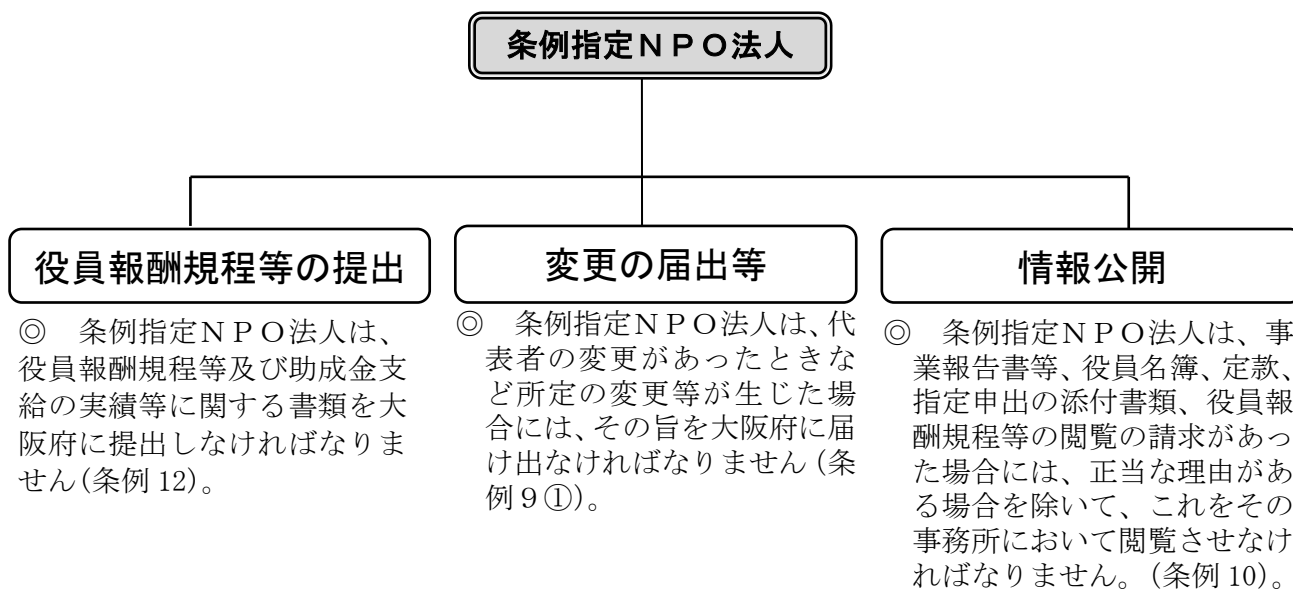


第4章 条例指定NPO法人の運営について



1 条例指定NPO法人の報告義務

条例指定NPO法人は、役員報酬規程等の提出をはじめ、各種の報告等を大阪府に提出する必要があります。

(1) 事業年度終了後の役員報酬規程等の提出

条例指定NPO法人は、毎事業年度1回、次表①～⑩に掲げる書類を大阪府に提出しなければなりません（条例12、規則30）。

○ 所轄庁に毎事業年度提出する書類一覧

| | 提出書類 | 【申出書等書式編】 | |
|---|---|----------------|---|
| ① | 条例指定NPO法人の役員報酬規程等の提出について | 42頁～43頁 | |
| ② | 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要） | 42頁 44頁～51頁 | |
| ③ | 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類 | | |
| ④ | 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類 | | |
| ⑤ | 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等 ^(注1) との取引 | | |
| | ⑥ | | 寄附者（当該条例指定NPO法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者 ^(注2) で、前事業年度における当該条例指定NPO法人に対する寄附金の合計額が20万円以上であるものに限り、）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類 |
| | ⑦ | | 役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。） ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 |
| ⑧ | 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 | | |
| ⑨ | 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日を記載した書類 | | |
| ⑩ | 指定基準に適合している旨を説明する書類のうち、条例第4条第1項第6号（ロに係る部分を除く。）第7号イ及びロ、第8号、第10号に掲げる基準に適合している旨を説明する書類及び欠格事由（第6条各号）のいずれにも該当していない旨を説明する書類 ※指定基準チェック表（第6表、第7表（初葉）、第8表、第10表）、欠格事由チェック表 | | 23頁～28頁 34頁～39頁 |

(注1) ⑤欄の「役員等」とは、役員、社員、職員、寄附者若しくはこれらの者の配偶者若し

くは三親等以内の親族又はこれらの者と次のイ～ハに掲げる特殊の関係にある者をいいます。

イ 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係

ロ 使用人である関係及び使用人以外の者でこれらの者から受ける金銭でその他の財産によって生計を維持している関係

ハ 上記イ、ロに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(注2) ⑥欄の「特殊の関係」は、(注1) イ～ハに掲げる関係をいいます。

(2) 助成金の報告

条例指定NPO法人は、助成金の支給を行ったときには、支給後遅滞なく、助成金の実績を記載した書類を作成し、知事に提出しなければなりません(条例12②)。

【200万円を超える海外送金等に関する書類の提出等について】

平成29年4月1日時点で、条例指定を受けている条例指定NPO法人が平成29年4月1日の属する事業年度以前に海外への送金又は金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除きます。)を行うときには、規則で定めるところにより、送金又は持出し前に、金額及び使途並びにその予定日(災害に対する援助等緊急を要する場合で事前の提出が困難な時は、送金又は持出し後遅滞なく、その金額及び使途並びにその実施日)を記載した書類を作成し、所轄庁に提出しなければなりません(平成28年改正条例附則5)。

2 条例指定NPO法人の届出義務

条例指定NPO法人は、次に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより変更届出書等を作成し、知事に提出しなければなりません。(条例9①)

- ① 名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日及び住所
- ② 府内に有する事務所の所在地
- ③ 府内において現に行っている事業の概要
- ④ 特定非営利活動を行う府内における地域
- ⑤ 府内に事務所を設けた年月日

3 条例指定NPO法人の情報公開

(1) 条例指定NPO法人の情報公開（閲覧）

条例指定NPO法人は、以下の書類について、事務所に備え置くとともに、閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならないこととされています（61頁の「条例指定NPO法人、大阪府における閲覧等書類一覧」参照）（条例10、11）。なお、①～②の書類を請求に応じて閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます。

- ① 事業報告書等
- ② 役員名簿
- ③ 定款等
- ④ 指定の申出書に添付した指定基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ⑤ 指定の申出書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ⑥ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ⑦ 前事業年度の収益の明細など
- ⑧ ⑦のほか、規則で定める書類
- ⑨ 助成金の支給の実績を記載した書類

《参考》

条例指定NPO法人は、指定を受けたときは、以下の書類をその事務所に備え置かなければならないこととされています（条例11）。

| 書 類 名 | 備置き期間 |
|---|----------------------------------|
| | 条例指定NPO法人 |
| 指定の申出書に添付した指定基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（条例11①） | 指定の日から起算して5年間 |
| 指定の申出書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（条例11①） | |
| 前事業年度の寄附者名簿（条例11②一） | 作成の日から起算して5年間 |
| 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（条例11②二） | 作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間 |
| 前事業年度の収益の明細など（条例11②三） | |
| 第2章「1 指定基準の概要」の(6)（ロに係る部分を除きます。）、(7)イ及びロ、(8)並びに(10)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類（条例11②四、規則30②） | |
| 「助成金の支給の実績」を記載した書類（条例11③） | |

(2) 大阪府における情報公開（閲覧・謄写）

大阪府知事は、条例指定NPO法人から提出を受けた上記（1）の書類について、閲覧又は謄写の請求があったときは、これを閲覧させ、又は謄写させなければならないこととしています(条例13)。

※条例指定NPO法人、大阪府における閲覧等書類一覧

条例指定NPO法人及び大阪府において閲覧（大阪府においては謄写も可能です。）対象となる書類及びその閲覧可能期間は以下のとおりです。

| 書 類 名 | | 条例指定 NPO法人 (閲覧) | 大阪府 (閲覧又は謄写) | | |
|--|---|-----------------------|----------------------------|-----------|----------------|
| 事業報告書等 | 事業報告書（注3） | ○ | 作成の日から5年が経過した日を含む事業年度の末日まで | ○ (注1) | 過去5年間に提出を受けたもの |
| | 計算書類（活動計算書、貸借対照表） | | | | |
| | 財産目録 | | | | |
| | 年間役員名簿（各事業年度において役員であった者全員の氏名及び住所等並びに報酬の有無を記載した名簿） | | | | |
| | 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面 | | | | |
| 役員名簿（注3） | | (注2) | (注2) | | |
| 定款等（定款、認証及び登記に関する書類の写し） | | | | | |
| 指定の申出書に添付した指定基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 | | ○ | 効期間中 | ○ | 効期間中 |
| 指定の申出書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 | | ○ | | ○ | |
| 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 | | ○ | 作成の日から5年が経過した日を含む事業年度の末日まで | ○ | 過去5年間に提出を受けたもの |
| 前事業年度の収益の明細など | 収益の源泉別の明細、借入金等の明細その他の資金に関する事項を記載した書類 | ○ | | ○ | |
| | 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類 | ○ | | ○ | |
| | 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引 | ○ | | ○ | |
| | 寄附者（当該条例指定NPO法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該指定NPO法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限り、）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類 | ○ | | ○ | |
| | 役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。） ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 | ○ | | ○ | |
| | 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類 | ○ | | ○ | |
| | 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日を記載した書類 | ○ | | ○ | |

| | | | | |
|---|---|----------------------------|---|----------------|
| 指定基準に適合している旨を説明する書類のうち、条例第4条第1項第6号（ロに係る部分を除く。）第7号イ及びロ、第8号、第10号に掲げる基準に適合している旨を説明する書類及び欠格事由（第6条各号）のいずれにも該当していない旨を説明する書類 ※指定基準チェック表（第6表、第7表（初葉）、第8表、第10表）、欠格事由チェック表 | ○ | | ○ | |
| 「助成金の支給の実績」を記載した書類 | ○ | 作成の日から5年が経過した日を含む事業年度の末日まで | ○ | 過去5年間に提出を受けたもの |
| 寄附者名簿 | | × | | × |
| 指定申出書の添付書類のうち上記に含まれていないもの | | × | | × |

（注1）大阪府が法上の所轄庁である場合に限りです。

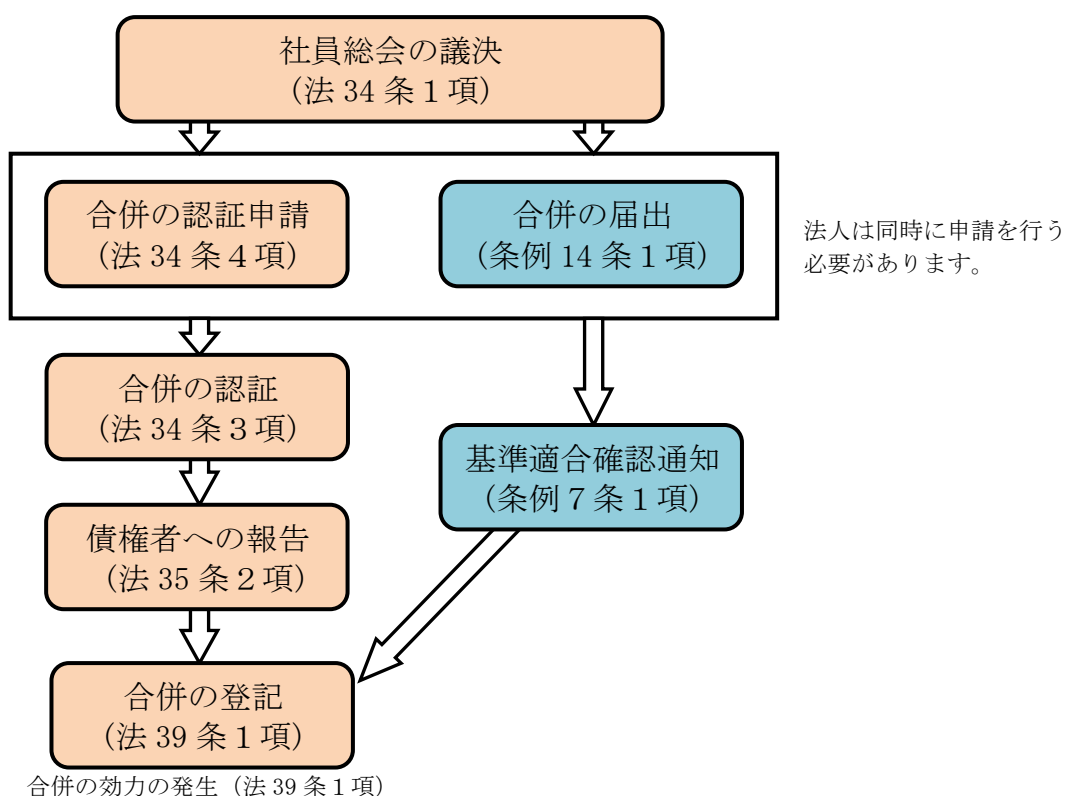
（注2）条例指定NPO法人又は大阪府において役員名簿又は定款等の閲覧等を行う場合には、最新のものが閲覧等の対象となります。

（注3）条例指定NPO法人・特例認定NPO法人が閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます。所轄庁が閲覧又は謄写させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いて閲覧又は謄写させなければいけません。

4 条例指定NPO法人の合併

(1) 条例指定NPO法人が条例指定NPO法人でないNPO法人と合併した場合

条例指定NPO法人が条例指定NPO法人でないNPO法人と合併した場合で、合併後存続又は合併によって設立したNPO法人は、その合併後のNPO法人について、条例第4条第1項各号（第11号を除く）の基準に適合すると知事が確認したときに限り、条例指定NPO法人としての地位を承継します(条例14)。



(2) 合併の届出

上記の知事の基準適合確認を受けようとするNPO法人は、所轄庁に提出する合併の認証の申請に併せて、知事に当該合併の届出をしなければなりません(条例14①)。

(3) 実績判定期間及び指定基準

合併後存続するNPO法人又は合併によって設立されたNPO法人が、上記の合併後に指定を受けようとする場合の実績判定期間及び各指定基準は、次のとおりとなります。

①実績判定期間

イ 実績判定期間の終了日

合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人(合併によっ

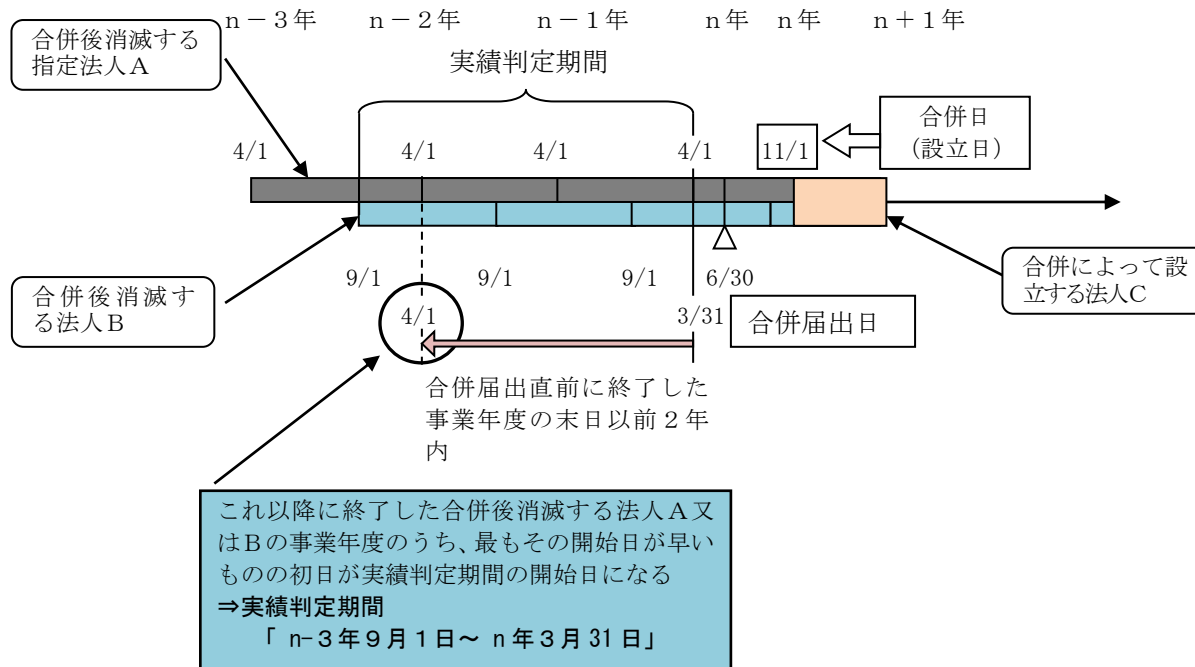
てNPO法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各NPO法人。以下同じです。)の各事業年度のうち申出書を提出する直前に終了した事業年度の末日

ロ 実績判定期間の開始日

上記イの日以前2年以内に終了した合併後存続するNPO法人又は合併によって消滅する各NPO法人の各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日

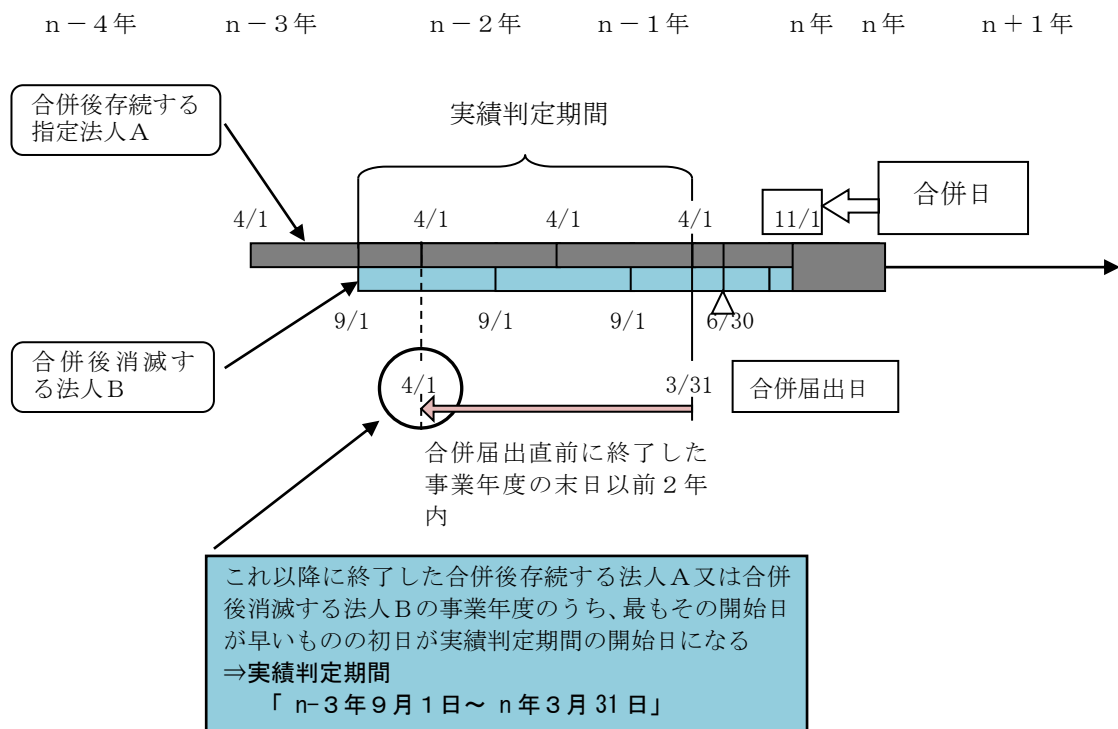
(合併によって設立されるNPO法人が指定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度: 4月~3月) と法人B (n-3年9月1日設立、事業年度: 9月~8月) が、
- ② n年11月1日に合併して新設法人C (事業年度: 5月~4月) を設立するため、
- ③ n年6月30日に合併の届出を行う場合



(合併後存続するNPO法人が指定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度: 4月~3月) と法人B (n-3年9月1日設立、事業年度: 9月~8月) が、
- ② n年11月1日に合併してAを存続させるため、
- ③ n年6月30日に合併の届出を行う場合



(参考:各規定の読替え(条例14④))

| 通常申請時 | 読替え後 |
|--|---|
| <p>(実績判定期間について) <u>実績判定期間とは、条例指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(条例指定を受けたことのない特定非営利活動法人が条例指定を受けようとする場合</u>にあつては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう(条例3③)。</p> | <p>(実績判定期間について) <u>実績判定期間とは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合</u>にあつては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ)の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日以前2年内に終了した合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(条例3③)。</p> |
| <p>(設立後の経過期間について) <u>申出書を提出した日を含む事業年度の初日</u>において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること(条例4①十一)。</p> | <p>(設立後の経過期間について) <u>合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合</u>にあつては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人)の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日の翌日において、<u>合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合</u>にあつては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人)であつて条例指定特定非営利活動法人でないものの設立の日以後1年を超える期間が経過していること(条例4①十一)。</p> |

②指定基準への適合の判定（条例 14）

指定基準への適合の判定については、次の判定方法によって、合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人の実績について判定を行うこととなります。

| 指定基準 | | 合併前の判定方法 |
|-----------------------|--|---|
| 事務所要件（一号基準） | | 合併存続法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。 |
| 情報発信要件（二号基準） | | |
| 寄附金要件（三号基準） | | 合併存続法人及び合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。 |
| 協働要件（四号基準） | | 合併存続法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。 |
| 活動の対象に関する基準（五号基準） | | 合併存続法人及び合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。 |
| 運営組織及び経理に関する基準（六号基準） | | 合併存続法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。 |
| 事業活動に関する基準 （七号基準） | イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと | |
| | ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと | |
| | ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること | |
| | ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること | |
| 情報公開に関する基準 （八号基準） | イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること | 合併存続法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。 |
| | ロ 各指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること | 合併存続法人及び合併消滅法人（実績判定期間中に指定を受けていた期間が含まれるものに限り）のそれぞれについて判定します。 |
| 事業報告書等の提出に関する基準（九号基準） | | 合併存続法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。 |
| 不正行為に関する基準（十号基準） | | |

また、設立後の経過期間に関する基準は次のとおりとなります。

合併存続法人が申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日から1年を超える期間が経過していない場合には、合併存続法人又は合併消滅法人のうち最も早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

（注1） 各基準の詳細は、第2章「3 条例指定NPO法人としての指定を受けるための基準」（27～39頁）を参照してください。

5 条例指定NPO法人に対する監督等

(1) 条例指定NPO法人に対する報告及び検査

イ 知事は、条例指定NPO法人が法令及び条例、法令及び条例に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該条例指定NPO法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、知事は、その職員に当該条例指定NPO法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます(条例 15①)。

ロ 上記イの検査については、次のように定められています。

- ① 知事は、当該検査をする職員に、上記イの疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、条例指定NPO法人の役員等に提示させることとしています(条例 15②)。
- ② 知事が、上記イの検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、あらかじめ、上記①の書面の提示を要しないこととしています(条例 15③)。
- ③ 上記②の場合において、知事は、その検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、条例指定NPO法人の役員等に上記②の書面を提示させることとしています(条例 15④)。
- ④ 上記イの検査をする職員が、当該検査により上記①又は③で理由として提示した事項以外の事項について、イの疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではありません。この場合、①又は③の規定による書面の提示は、当該事項に関する検査については適用しないものとしています(条例 15⑤)。
- ⑤ イの検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければなりません。(条例 15⑥)。

(2) 条例指定NPO法人に対する勧告、命令等

- イ 知事は、条例指定NPO法人について、(3)ロ①から③の指定の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該条例指定NPO法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます(条例16①)。
- ロ 知事は、上記イの規定による勧告を受けた条例指定NPO法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該条例指定NPO法人に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができます(条例16②)。
- ハ 知事は、上記イの勧告又はロの命令をしたときは、その勧告を受けた者の名称、主たる事務所の所在地及びその命令の内容を公表することができます(条例16③、④)。
- ニ 知事は、上記イの勧告又はロの命令を公表しようとするときは、当該公表に係る者にその旨を通知し、意見の聴取の手続を行わなければなりません(条例16⑤)。

(3) 条例指定NPO法人の指定の取消し

- イ 知事は、条例指定NPO法人が次のいずれかに該当するときは、指定の取消しに必要な手続を行わなければなりません(条例17①)。
 - ① 欠格事由(認定、特例認定又は条例指定を取り消され、その取消の日から5年を経過しないものを除きます。欠格事由については40~41頁を参照願います。)のいずれかに該当するとき
 - ② 偽りその他不正の手段により指定を受けたとき
 - ③ 正当な理由がなく、上記(2)ロの命令に従わないとき
 - ④ 更新申出期間内に条例指定の更新のための申出をしなかったとき
 - ⑤ 更新の申出をした場合であって、NPO法人が指定基準に適合しないとき
 - ⑥ 合併の届出をした場合であって、合併後のNPO法人が指定基準に適合しないとき
 - ⑦ 条例指定NPO法人から指定の取消しの申出があったとき
 - ⑧ 条例指定NPO法人が解散したとき
- ロ 知事は、条例指定NPO法人が次のいずれかに該当するときは、指定の取消しに必要な手続を行うことができます。(条例17②)。
 - ① 条例第4条第1項第1号、第2号、第4号、第6号、第7号イ若しくはロ又は第10号に掲げる基準に適合しなくなったとき
 - ② 法第29条の規定に違反して事業報告書等を所轄庁に提出しないとき、または正当な理由がないのに、条例第10条若しくは第11条第4項の規定に違反して、書類を閲覧させないとき
 - ③ 上記ロ①及び②のほか、法令及び条例又は法令及び条例に基づいてする行政庁の処分に違反したとき
 - ④ 知事は、指定を取り消したときは、その理由を付した書面をもって指定を受けていたNPO法人にその旨を書面により通知しなければなりません(条例17③)。